

議案第15号

日野町手数料徴収条例の一部改正について

日野町手数料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山 享 弘

## 日野町手数料徴収条例の一部改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

- ・法の名称が変更となったため。

### 2 改正内容

- ・別表第 2 中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正 7 年法律第 32 号)第 13 条」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 19 条」に改める。

### 3 附則規定

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日野町手数料徴収条例（平成12年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   |    |    | 改正前   |    |    |
|---|----|----|---|----|----|
| 別表（第2条関係）   |    |    | 別表（第2条関係）   |    |    |
| 種類  | 金額 | 備考 | 種類  | 金額 | 備考 |
| 略   |    |    | 略   |    |    |
| 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料   | 略  |    | 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料                                 | 略  |    |
| <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料</u> | 略  |    | <u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第13条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料</u> | 略  |    |
| 略   |    |    | 略   |    |    |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。